

れいわ ねんど ふゆやす せいかつ 令和2年度 冬休みの生活のきまり

よつがいちしりつちゆうおうしやうがっこう
四日市市立中央小学校

せいかつ 1 生活について

あそび ○遊び

- あぶ ない あそ びはしない。あぶ ないおもちゃ（エアガンなど）であそ ばない。
- あぶ ないところへは行かない。（運河・三滝川・JRの線路など）
- こども同士で、お金の貸し借り、交換をしない。



がいしゅつ ○外出

- で 出かける時は、「どこへ行くのか」「何時までに帰るか」「だれと行くのか」などを、家の人に伝えてから出かける。家で決められた時刻までには、かならず帰る。
 - 知らない人の誘いにははならない。お金やお菓子をもらわない。絶対について行かない。
 - 人通りの少ない場所には、一人では行かないようにする。危険を感じたときは、近くの家などへ助けを求める。
 - 子どもだけで、校区外に行かない。
- ただし、高学年（4・5・6年生）が用があつて校区外に出るときには、保護者の許可を得る。
（※用とは、習い事、通院など。市立図書館、子どもの家も保護者の許可があればよい。ただし、行き帰りに店などに立ち寄らない。）

えいが
○映画 必ず、責任のもてる大人といっしょに観に行く。

○たこあげ 電線がない安全なところとする。

○ローラースケート、キックボード、Jボードなど

- 道路や駐車場ではしない。

○ボーリング・ゲームセンター（ゲームコーナー）

- 必ず、責任のもてる大人といっしょに行く。

ここで挙げられている「責任のもてる大人」とは、20歳以上で保護者の認めた人のことです。

保護者のみなさんへ（次のことが県条例で決められています。）

- 午後10時～午前5時の夜間外出はしない。
- ゲームセンターへは、午後10時以降は保護者同伴であっても立ち入らない。

2 交通安全について

- ・ 交通ルールを必ず守る。
- ・ ヘルメットをかぶる。
- ・ 交通量の多いところでは、十分に気をつける。
- ・ 自転車のブレーキ、ライトなどをよく調べておく。
- ・ 遠くへ乗っていくときは、責任のもてる大人がついているときだけにする。



道路交通法改正により、13歳以下の子どもが自転車に乗る場合、ヘルメット着用の努力義務が保護者に課せられています。ぜひヘルメットを着用させてください。

3 保健について

- ・ 『早寝・早起・朝ごはん』を守る。
- ・ 外から帰ったら、手洗い、うがいをする。
- ・ 食べ過ぎたり、飲み過ぎたりしないように注意する。
- ・ テレビの見過ぎや、ゲームのやり過ぎに気をつける。



スマートフォンや携帯電話、携帯ゲーム機、パソコン、SNSのマナーやエチケットを守れるよう、家庭で使い方について話し合い、見守りをお願いします。

保護者は、児童の使用する端末にフィルタリング機能を設定するように義務付けられています。

安全で楽しい毎日にしましょう。

がっこうでんわばんごう

学校電話番号 353-9279